

日本共産党を代表して、各委員長報告に対して反対討論を行います。

最初に、議第95号・平成27年度大分市一般会計補正予算（第2号）についてです。

第2款総務費・3項戸籍住民基本台帳費・1目戸籍住民基本台帳費に、個人番号カード交付事務関係備品購入費1千3百万円が計上されています。これは、マイナンバー法の施行により、個人番号カードの交付事務に係る備品を購入しようとするものです。

現在、国民・市民へ番号の通知が行われています。2013年成立の現行法の利用対象は、「税・社会保障・災害対策」に限ったものでした。ところが先に成立した改定法は、メタボ健診や銀行預金口座など、その用途を広げるものとなっています。更に安倍首相は、5月29日の産業競争力会議において、医療分野への利用拡大や民間分野での利用の加速化なども指示しています。

そもそも、マイナンバー制度の目的は、「国民の利便性向上」などではなく、国が国民の所得や資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、「過剰な社会保障給付」を受けていないかなどを、チェックしやすいようにするためといっても過言ではありません。

以上の理由から、マイナンバー制度の施行にともなう予算計上は認められません。

同じ趣旨で、条例の制定と、条例の一部改正するための、議第102号・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議第103号・大分市個人番号カードの利用に関する条例の制定について、議第107号・大分市印鑑条例の一部改正について、（議第108号・大分市

住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について) 反対致します。

第4款衛生費・3項清掃費・6目ごみ減量・リサイクル推進事業費にかかわって、債務負担行為・指定ごみ袋作製等業務委託料に限度額7千4百万円が計上されています。家庭ごみの有料化は、消費税と同じく、所得の低い世帯ほど負担が重くなる、逆進性の強い制度です。そもそも家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進するべきであり、自治体の義務であるごみ収集業務を有料化して行うべきではありません。

第8款土木費・2項道路橋梁費・3目道路新設改良費に、中央通り線仮設歩道の撤去にかかる経費2千5百万円が計上されています。わが党議員団は、合意のない仮設設置に反対してきました。仮設歩道については、にぎわいなどの効果はなかったと同時に、渋滞もないとの報告がされています。現時点でも、中央通りの整備については様々な意見があり、その方向性はまとまっていません。関係者の納得と合意を得て、全体の方向性が示されてから、工事を行っても遅くはないと考えます。

以上の理由から、議第95号・平成27年度大分市一般会計補正予算(第2号)に反対します。

つぎに、議第104号・大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてです。この制度を導入すると、公務の継続性・安定性の確保が難しくなる危険性があります。また、恣意的な選考採用で、官民の癒着を生むことも懸念されます。例えば、保育士などの任期付採用が広がれば、不安定雇用の拡大で更なる保育士不足を招き、保育の質の低下が

生じる恐れもあります。弁護士や公認会計士など、任期付採用が利用できる場合もありますが、特別職採用など別の方法でも採用は可能であり、現行の公務員制度に混乱や不安定化を招くことが懸念されます。

以上の理由から、議第104号・大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に反対致します。

つぎに、議第110号・大分市税条例の一部改正についてです。これは、地方活力向上地域における固定資産税について、税率の特例を定めようとするもので、東京23区にある本社機能を移転する場合などに、特例を設けるものです。移転型には交付税措置がされることになっていますが、財政力の関係で、拡充型には国の支援がありません。これは、固定資産税収入の減額を招くことにもなります。また、この制度をつくっても、移転の可能性は不透明であり、更に企業立地促進助成金などの制度がつかわれることとなります。こうした大企業ばかり優遇する制度は認められません。

以上の理由から、議第110号・大分市税条例の一部改正に反対致します。

つぎに、議第112号・大分市立小学校設置条例の一部改正について、議第113号・大分市立幼稚園条例の一部改正についてです。大志生木小学校の廃校、大志生木幼稚園の廃園が含まれています。児童の減少や、在園児がいないことによる休園が理由にされています。しかしこれまで、2年保育の検討や、自然環境を生かした小規模特認校への移行など、行政が存続させるための努力を十分に行ってきたとは言えません。また、地域の学校や幼稚園がなくなれば、地域の活性化や地域経済にも影響を及ぼします。

以上の理由から、議第112号・大分市立小学校設置条例の一部改正につ

いて、議第113号・大分市立幼稚園条例の一部改正に反対致します。

つぎに、議第122号・大分市職員の給与に関する条例の一部改正についてです。「わたり」の解消とあわせて、55歳昇給停止を行おうとするものです。国や県に準じて給与改定をしようとするものですが、公務員の給与は、個人の生活設計に重大な影響を与えるだけでなく、地域経済にも影響を及ぼします。

これらの理由から、議第122号・大分市職員の給与に関する条例の一部改正に反対致します。

最後に、請願・陳情についてです。

新たに提出された平成27年請願第14号・無差別テロに対し国際社会と協力して、法と正義に基づいたテロ根絶に対応することを求める意見書の提出を求める請願についてです。委員長報告は不採択です。

これは、フランスの首都パリと近郊の複数個所で、11月13日夜、銃撃や爆発が相次いで発生し、少なくとも129人が死亡し、多数の負傷者を出した事件に関係して、国連安保理決議にもとづいて、法と正義に基づいたテロ根絶に対応することを求めるものです。テロ行為は、いかなる理由があろうとも、絶対に許されない卑劣な犯罪行為です。空爆などの軍事作戦の強化では、憎しみの連鎖を広げ、テロと戦争の悪循環をつくりだすことにつながります。テロ根絶のためには、国際社会が一致結束して差別や偏見をなくし、国連安保理決議に基づいて、貧困と格差をなくすための取り組みこそが重要です。この請願は、法と正義に基づくという趣旨で、それを政府に求めるものであり、不採択にすべきではありません。

よって、平成27年請願第14号の不採択に反対します。

つぎに、継続審査中であった平成26年請願第5号・集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないことを求める請願について、委員長報告は不採択です。安全保障法制が成立し、自衛隊は海外で、軍事支援や戦争ができるようになりました。安保法制は、自衛隊の軍事行動について、なんの「歯止め」も持たないことが、さまざまな分野で明らかになっています。米軍などへの軍事支援にあたっては、クラスター爆弾や劣化ウラン弾、毒ガス兵器や核兵器など、非人道兵器でも、大量破壊兵器でも、法律上何でも運ぶことができ、規制はありません。憲法9条を無視した、戦争する国づくりを許すことはできません。

以上の理由で、平成26年請願第5号の不採択に反対します。

最後に、平成27年陳情第6号・子どもの医療費の助成拡大を求める陳情について、委員長報告は不採択です。小学校6年生までの医療費に対し、通院、入院ともに大幅な助成を求めるものです。子どもの医療費助成は、子どもの貧困対策と子育て支援の大きな力となっています。全国の自治体でも、県内の市町村でも、中学校卒業までを含め、医療費の無料化は広がっています。少なくとも小学校卒業までの拡充で、子どもたちの健やかな成長を支えるべきであり、不採択にすべきではありません。

以上の理由から、平成27年陳情第6号の不採択に反対致します。

以上で、反対討論を終わります。